

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

	ページ
◇ 告 示	
○ 令和5年度地籍調査事業計画に基づく地籍調査【建設局総務用地部総務課】	2
◇ 公営競技局	
○ 特定調達契約の相手方の決定（3件）【公営競技局ボートレース事業課】	3

北九州市告示第 2 4 8 号

国土調査法（昭和 2 6 年法律第 1 8 0 号）第 6 条の 4 第 1 項の規定により、令和 5 年度地籍調査事業計画に基づく地籍調査を行うので、同法第 7 条の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 6 月 5 日

北九州市長 武 内 和 久

1 福岡県知事により令和 5 年度地籍調査事業計画が定められた年月日
令和 5 年 6 月 2 日

2 調査を実施する者の名称
北九州市

3 調査地域

小倉南区	中吉田二丁目、中吉田三丁目、中吉田四丁目、中吉田五丁目、大字吉田、葛原一丁目、湯川三丁目、湯川四丁目、湯川五丁目、安部山、大字湯川、下吉田三丁目及び下吉田四丁目の各一部
八幡西区	本城一丁目、本城二丁目、本城三丁目、本城東二丁目、力丸町及び大字本城の各一部

4 調査期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

北九州市公営競技局公告第15号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市公営競技局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第11号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和5年6月5日

北九州市公営競技局長 中 村 彰 雄

- 1 特定役務の名称及び数量
トーターシステム保守業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市公営競技局ボートレース事業課
北九州市若松区赤岩町13番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和5年4月1日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
日本トーター株式会社
東京都港区港南二丁目16番1号
- 5 契約金額
月額958万1,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第11条第1項第2号に該当するため

北九州市公営競技局公告第16号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市公営競技局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第11号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和5年6月5日

北九州市公営競技局長 中 村 彰 雄

- 1 特定役務の名称及び数量
ボートレースチケットショップ北九州メディアドーム運營業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市公営競技局ボートレース事業課
北九州市若松区赤岩町13番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和5年4月1日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
日本トーター株式会社
東京都港区港南二丁目16番1号
- 5 契約金額
月額1,038万2,900円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第11条第1項第2号に該当するため

北九州市公営競技局公告第17号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市公営競技局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第11号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和5年6月5日

北九州市公営競技局長 中 村 彰 雄

- 1 特定役務の名称及び数量
若松モーターボート競走場外向発売所運營業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市公営競技局ボートレース事業課
北九州市若松区赤岩町13番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和5年4月1日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
日本トーター株式会社
東京都港区港南二丁目16番1号
- 5 契約金額
月額1,119万1,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第11条第1項第2号に該当するため